

**ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業
(UPP事業)
及び
GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発
支援事業 (GX_UPP事業)
に係る公募説明会**

**NEDO
スタートアップ支援部**

2025年3月版

背景・事業概要

背景

- NEDOでは、技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題の解決にも資すると考えられる革新的な技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」を支援するため、「ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU事業）」及び「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX事業）」を実施しています。
- この活動をさらに強力に推進するため、**一定の研究開発を終えたスタートアップに対して、事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証等）を支援する事業として、「ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（UPP事業）」及び「GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX UPP事業）」を実施**します。
- すなわち、ディープテック・スタートアップが事業化に取り組む革新的な技術の社会実装や商用展開へ向けた事業開発活動を支援し、社会課題の解決や経済成長（付加価値創出）、ひいてはディープテック・スタートアップの自律的なエコシステムの形成促進に資する**ユニコーン級のディープテック・スタートアップ（将来のモデルケースとなりうるディープテック・スタートアップ）の成長を加速**させる事業として、**英語名称は Unicorn Promotion Program（UPP）**といたします。
- なお、両事業は、令和6年9月に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）が改正され、NEDOに追加された『**鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付業務**』に該当します。

ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業の位置づけ

UPP事業及びGX_UPP事業は、DTSU事業及びGX事業で位置づけられる量産化実証（DMP）を超えた、事業化に近い支援であり、その事業規模はこれまでに比して大規模なもの。

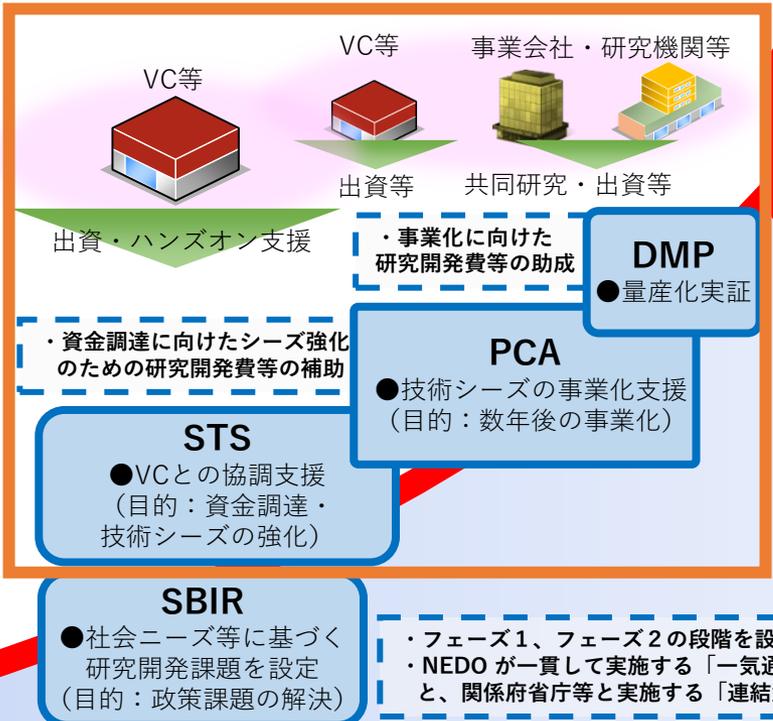
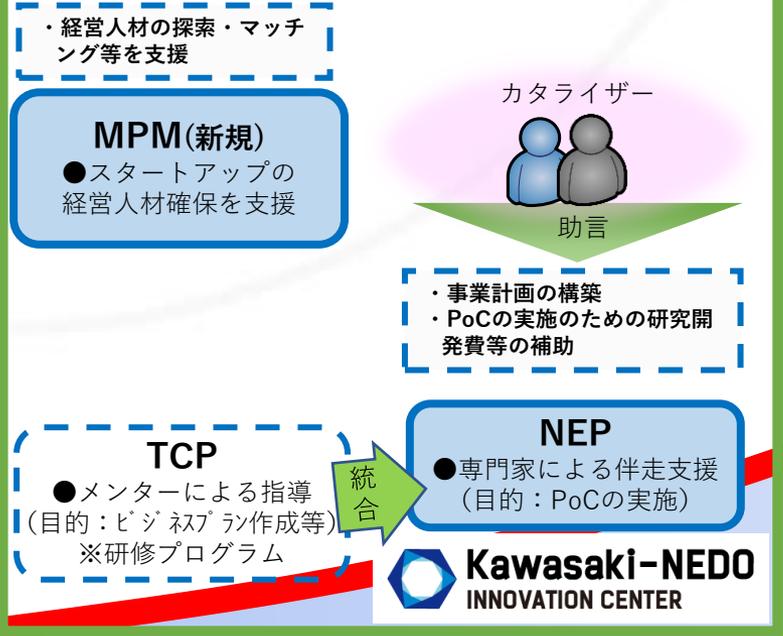
ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU）
GX分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX）

EXIT
(IPO,
M&A)

UPP/
GX_UPP
●事業開発

研究開発型スタートアップの 起業・経営人材確保等支援事業

事業規模



JOIC
Japan Open Innovation Council

●オープンイノベーションの促進

ステージ/時間

【参考】NEDO法第15条に追加された条文（赤字部分）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 非化石エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術（可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。）

ニ エネルギー使用合理化のための技術

二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術（原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。）に関する研究開発を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。

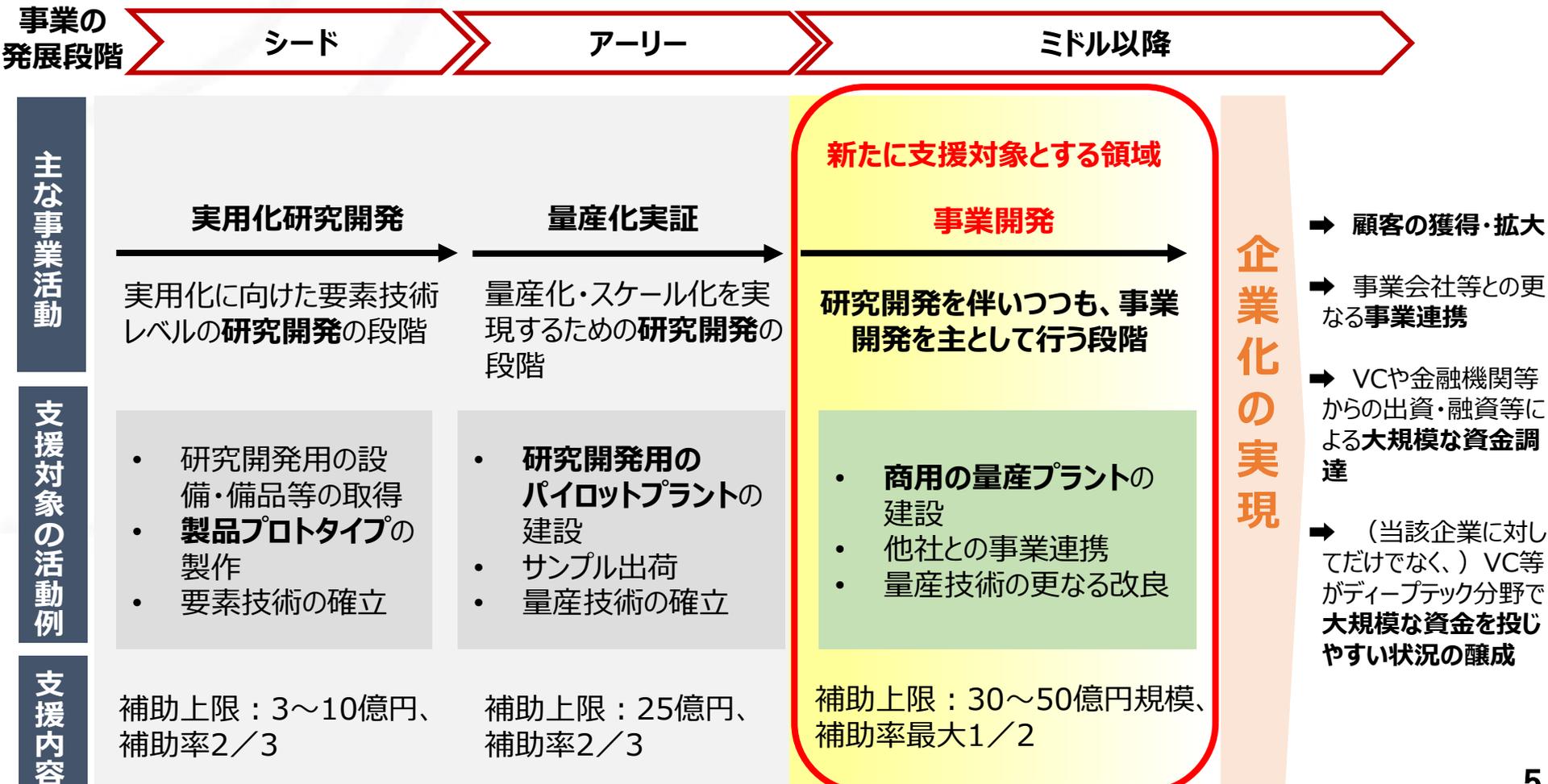
三の二 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）を行うこと。

四～十五 （略）

UPP事業・GX_UPP事業における事業開発支援のイメージ

NEDO法改正により、事業開発（商用設備投資等）を通じた企業化の実現まで支援を可能とし、スタートアップの革新的な技術の事業化・社会実装を一層強力に促進。

支援対象とする事業の成長段階



支援対象者及び支援内容のイメージ

- 支援対象者は、量産化やスケールアップのための主たる技術を確立済みであり、パイロットプラントや実環境での実証等により、少量の生産や一定の品質での製品・サービスの提供が可能な状態となっており、これまでの研究開発の成果をこれから主要市場における顧客へ商用展開する段階の企業を想定しています。
- また、本事業の終了時点においては、本格的に商用生産等を開始するなど、主要市場（メインストリーム）における顧客等が求める商用の仕様を満たす製品・サービスの提供が可能な状態となり、その顧客等から契約などのコミットメントを取得することによる継続的な売上実績の獲得が見込まれること、複数の顧客等との交渉により事業が本格的に拡大する期待や蓋然性を第三者に示しうる状態になることを目指します。
- そのため、具体的には、主要市場の獲得を見据え、特定の顧客が求める仕様（品質・コスト・納期等）を満たす製品・サービスの提供を可能とするための商用設備やソフトウェアへの投資、更なる改良のほか、それらに伴うユーザー実証及び組織体制の整備等を支援します。

情報提供依頼（RFI）を踏まえて、公募領域を選定

- 公募における事業領域選定のため情報提供依頼（Request For Information、RFI）を実施し、2025年1月13日までに提出頂いた情報を踏まえて以下の3領域を選定。今回はこの3領域を対象に公募を実施。
 - ① 医療機器・ヘルスケア
 - ② スマート農業・バイオマス
 - ③ 蓄電池
- 次回の公募は9月末頃を想定。その公募領域の選定にあつてはRFIにより得られた情報等を踏まえつつ、今回のものと同じ又は異なる領域を複数設定することを検討。なお、RFIは継続して受付中。



RFIの提供情報

1. 本事業で希望する公募テーマや事業領域のイメージ（解決を目指す社会課題やそれに基づく開発テーマ等）
2. 自社が有する革新的な鋳工業技術の社会実装に向けた事業ビジョン及び研究開発内容の進捗状況
3. 本事業内で予定する事業内容（事業実施時期、事業費総額、事業内容）
4. 事業期間終了後の目指す姿（更なる事業拡大へ向けた構想・投資予定など）
5. 本事業の遂行・スケール化にあたっての戦略的パートナーの情報（想定顧客及びその調整状況。そのほか支援者（共同研究開発のパートナー等）、製造協力者など）
6. 将来の温室効果ガス削減を目的とする分野（GX分野）の場合、その効果と削減量見込み（GXを主たる目的とする事業でない場合には不要）

ディープレック・スタートアップへの事業開発支援事業 (UPP事業)

・補助金の額: 30億円以内／事業期間 3年以内(最長で2028年3月まで)

・NEDO負担率: 1/2以内

※補助対象費用の1/4以上の金額の出資を、NEDOが定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO負担率は1/2以内。それ以外の場合、NEDO負担率は1/3以内。

※事業の総額(補助事業者負担分を含む)が10億円以上であること。

・対象技術分野:

○予後改善及び診断の早期化、又は生活習慣病の重症化予防及び改善に資する
医療機器・ヘルスケア製品等の開発及び社会実装

○労働力不足等への対応・生産性向上に資するスマート農業又は
新たなバイオマス製品の開発及び社会実装

なお、医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は対象外。

GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業 (GX_UPP事業)

・補助金の額:50億円以内／事業期間 4年以内

・NEDO負担率:1／2以内

※事業の総額(補助事業者負担分を含む)が10億円以上であること。

・対象技術分野:

○蓄電池

なお、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出しうるものが対象です。

事業概要（支援対象者①）

参考：公募要領 3. 応募要件（1）提案者となる補助対象事業者

●支援対象の主な要件は以下のとおり。

i. 日本に登録されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発をこれまで行ってきており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、原則未上場の事業者であること。ただし、事業期間中に上場した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあつては、東証グロース市場及びそれに類する市場に上場しており、外部からの投資が特に必要と認められる者は対象とします。【UPP、GX_UPPとも】

v. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な事業開発を行うものであること。また、事業の総額（補助事業者負担分を含む）が10億円以上の提案であること【UPP、GX_UPPとも】

vii. 原則中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であつてかつ、みなし大企業（※7）に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。ただし、事業期間中に中堅企業に拡大した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に中堅企業化しているスタートアップにあつては、提案時の前年の会計年度末において中小企業に該当する者は対象とします。【UPP、GX_UPPとも】

※7 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であつて、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

【参考】中堅企業

中堅企業とは、中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2000人以下の企業のこと。

事業概要（支援対象者②）

参考：公募要領 3. 応募要件（1）提案者となる補助対象事業者

viii. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、説明資料1を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。【UPP、GX_UPPとも】

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指す。

ix. 本支援事業への応募時点で、設立から20年以内の企業であること。【UPP、GX_UPPとも】

x. 提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が、5%以上の企業であることが確認できること。【UPP、GX_UPPとも】

xv. 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあつては、上場前にVC等またはCVC、これらに類する者が株主に加わっていたこと。【UPP、GX_UPPとも】

xvii. 補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組1」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料9の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業の実施を通じて実施する予定のCO₂排出削減のための取組を記載すること（補助事業で実施した事業内容及びその成果の事業化を通じたCO₂の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の事業内容やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（（3）補助対象事業④※9参照）や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。【GX_UPPのみ】

●対象分野

UPP事業は次の①～③、GX_UPP事業は次の②～④の要件のすべてを満たす事業を、補助の対象といたします。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であって、次のものに該当すること。
 - 予後改善及び診断の早期化、又は生活習慣病の重症化予防及び改善に資する医療機器・ヘルスケア製品等の開発及び社会実装
 - 労働力不足等への対応・生産性向上に資するスマート農業又は新たなバイオマス製品の開発及び社会実装
- ② 具体的技術シーズがあって、これまでの研究開発等により培われたコアとなる技術を社会実装するためのものであること。そのため、例えばスマートフォンアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものを基礎とする事業や、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 我が国の産業競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであって、ディープテック・スタートアップの自律的な資金調達環境やエコシステム形成への寄与が期待されるものであること。
- ④ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえ、上記③に加え、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現に資するものであって、次の分野に該当する事業であること。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること（※9）。
 - 蓄電池※9 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

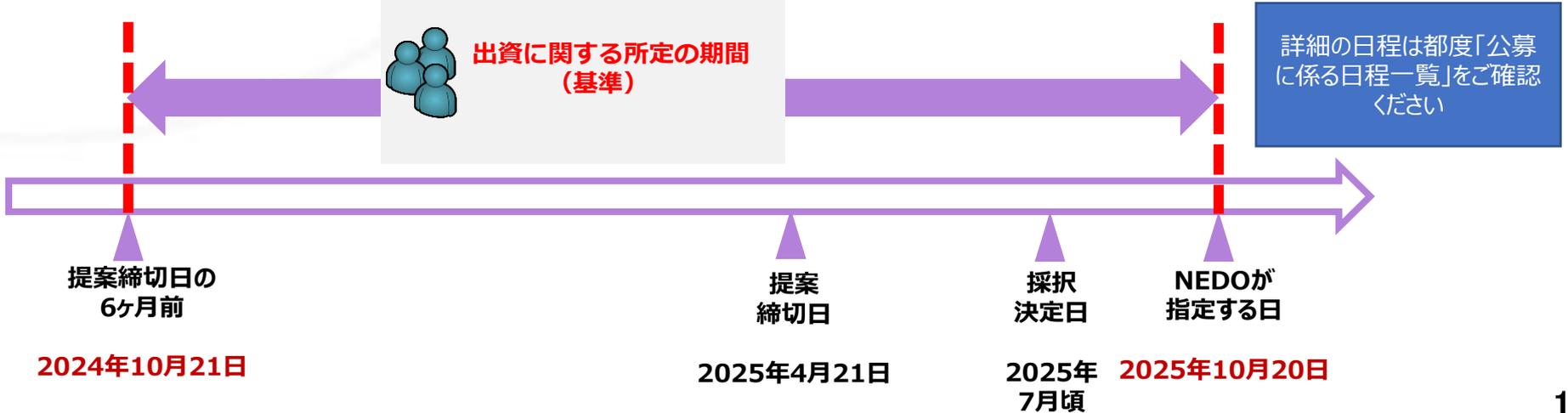
提案書作成に関する留意事項等

出資に関する「所定の期間」に関して

- UPP事業で、補助率1/2とするためには、VC等、CVC、事業会社、金融機関から提案書に記載した補助事業期間中に要する補助対象費用の1/4以上の金額の出資をNEDOが定める「所定の期間」内に受けている必要があります。
- 「所定の期間」とは、**提案締切日の6ヶ月前からNEDOが指定する日までを基準**として、NEDOが提案書類の提出期限ごとに「DTSU事業・GX事業 公募に係る日程一覧」の通り定める期間のことを指します。
- 「公募に係る日程一覧」は、本支援事業の公募に係るNEDOのホームページに掲載されていますので必ずご参照ください。

(参考) 公募に係る日程一覧

2025年3月版					
公募回※1	書類提出期間※2 公募要領 5. (1)	出資に関する所定の期間※3 公募要領 3. (1)	二次審査実施日	採択時期 公募要領 7. (1)	交付決定時期※4 公募要領 7. (1)
第1回	2025年3月18日～4月21日	2024年10月21日～2025年10月20日	2025年6月頃(予定)	2025年7月頃(予定)	2025年8～9月頃(予定)



(補足) 出資等に関する報告書等について

参考：提案書作成にあたって【追加資料4・5】

●VC等、CVC、事業会社、金融機関から出資/融資を受けた/受ける場合、それぞれ既定の様式にて報告書等を申請ください。

(参考)追加資料4

分類番号13004
【追加資料4】

・複数社ある場合は、1社ごとにそれぞれ作成をすること
・黒字箇所の変更はできません。出資/融資者との協議内容等は出資/融資の条件にご記載ください。
・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

出資/融資意向確認願

年 月 日

(出資者名) 殿

押印は不要です。申請者住所・氏名
代表者役職・氏名

今般、弊社が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する左クリックして該当事業を選択ください。に採択されたときは、貴社(出資者名)出資決定機関による正式な決定を条件として、年 月末までに金 円の出資/融資の意向があることを確認願います。

所定の期間に合うよう
にご留意ください。

出資/融資意向確認書

上記の件に関し、貴社が左クリックして該当事業を選択ください。に採択されたときは、弊社出資決定機関による正式な決定を条件として、採択決定日以降のNEDOが指定する日までに金 円の出資/融資実行の意向があることを確認します。

出資/融資の条件

- ※ 出資の株数、普通株/優先株、優先株の条件、議決権の有無等
- ・ 役員 の派遣等
- ・ 資金使途について、複数の投資目的がある場合は、本事業に係る出資額が分かるように記載してください。
- ・ NEDOの採択を出資の条件とする等

この意向確認書により、採択者への出資/融資を保証するものではありません。また、「事業化連携・協力表明書」については別添を参照してください。

※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。年 月 日

・押印は不要です。
・出資者名はファンド名ではなく、会社名
をご記載ください。

出資者名・住所
代表者又は業務執行責任者役職・氏名
連絡先(電話番号、E-mail、担当者)

2025年3月版

(参考)追加資料5

分類番号13005
【追加資料5】

複数社ある場合は、1社ごとにそれぞれ作成をすること
・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

(様式第22)

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名

押印は不要です。
出資者でなく、申請者の
ものをご記載ください。

左クリックして該当事業を選択ください。費補助金に係る
出資等に関する報告書

上記の件について、左クリックして該当事業を選択ください。事業費補助金交付規程第9条第1項第三十四号の規定に基づき下記のとおり報告します。

補助対象費用を記載。補助金交付提案額ではありません

- 1 補助事業者の名称 ○○株式会社
- 2 補助対象費用 (A) 300,000,000 円
- 3 出資等の実施者の名称 補助対象費用の1/3(または1/2)の出資/融資に係る実施者
- 4 補助事業者に出資を実施した日付 2025年○○月○○日 ※着金日
- 5 補助事業者に出資を実施した額 (B) 100,000,000 円 ※日本円による着金額
- 6 補助事業者に出資を実施した額 (B) と補助対象費用 (A) の比率
(B) / (A) 1/3 ※簡単な分数で表しにくい場合は、小数点以下2桁までの小数

(注)
追加資料ファイルに「追加資料18 出資/融資に関する契約書及び出資/融資を証明する書類(通帳の写し等)」の添付が必須となります。

※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。

2025年3月版

【補足】事業化連携・協力表明書について【任意】

参考：提案書作成にあたって【追加資料6】

- 提案者の事業化へ向けて資金提供を行うVC等、CVC、金融機関 または 共同事業・販路開拓・製造協力等の連携や事業支援を行う事業会社等が、その連携・支援内容を【事業化連携・協力表明書】に記載して申請書に添付することで、審査において考慮されます。
(必要に応じて、支援者についても審査等での対応を依頼する場合があります。)

分類番号13006

【追加資料6】

以下、提案者の事業化へ向けて資金提供を行うVC等、CVC、金融機関 または 共同事業・販路開拓・製造協力等の連携や事業支援を行う事業会社等がA4 2枚以内で作成すること。
本書類の提出は、審査において事業性の観点で考慮致します。

・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

事業化連携・協力表明書

パートナーVC候補名または事業支援者名・住所
代表者又は業務執行責任者氏名

対象の提案者及び事業名：

押印は不要です。

1. 提案者の評価（技術評価・事業性評価）及びこれまでの連携・支援内容について

提案者を技術面・事業面の観点からどの様に評価しているか、提案者の技術面・事業面における特徴や強みをどのように考えているか、について説明して下さい。

提案者との関係の中で、これまでに連携している内容（共同研究、共同事業、実証、販路開拓等に関する連携）や支援実績（経営者派遣や販路開拓などのハンズオン実績、量産化ノウハウの提供、設備面の支援など）があればそれらの内容や進捗を記載してください。

2. 本補助事業期間中及び本補助事業終了後における提案者への連携・支援内容

(VC等、CVC、金融機関の場合)

提案者が補助事業を遂行し、今後イグジットや事業拡大を目指す中で、継続的な支援体制についての考えを説明してください（提案者が事業を拡大するために必要とする資金支援に関する考えや、事業面・経営面等に対して支援を求める事項及びそれらへの関与度合いなど）。

(事業会社等の場合)

提案者が補助事業の遂行や掲げる事業目標の達成、今後の更なる事業拡大を実現するため、具体的にどのような連携や貢献を行うかを記載して下さい。その際、提案者の事業体制やビジネスモデルの全体像における自社の位置付けや役割を明確にした上で、その内容や関与度合いについても併せて記載してください。

2025年3月版

（補足）製品・サービスに対する需要・調達意向表明書について【必須】

参考：提案書作成にあたって【追加資料7】

- 提案者が補助事業において整備した生産設備や、その成果を通じて提供する製品・サービス等に対する需要や調達意向を有する事業会社等が作成して提出する必要があります。審査において事業性の観点で考慮されます。また、提案者を通じて本提出内容に関するヒアリングを依頼する場合があります。

分類番号13007

【追加資料7】

以下、提案者が補助事業において整備した生産設備や、その成果を通じて提供する製品・サービス等に対する需要や調達意向を有する事業会社等が作成すること。
本書類の提出は、応募要件として提出が必須であると共に、審査において事業性の観点で考慮致します。また、提案者を通じて本提出内容に関するヒアリングを依頼する場合があります。

製品・サービスに対する需要・調達意向表明書

連携相手先事業会社名 は、以下の補助事業において 補助金提案者名（以下「提案者」という。）が提供する製品・サービス等に対する需要や調達意向を示すため、本書類を提出致します。

記

補助事業名：補助金交付提案書の「1 補助事業の名称」を転載して下さい。

製品・サービス等に対する需要や調達意向について

補助事業を通して提案者が提供する製品・サービス等について、求める仕様や品質（型・処理能力・サイズ等）、価格・数量・納期、期待度や調達意向、これまでの利用・導入状況や、提案者との連携状況等について記載してください。なお、現時点で購買に係る関心表明書や覚書、そのほか一定の契約等を締結している場合については、併せて提出してください。

尚、本書類の提出により、提案者の製品・サービス等の購買・調達を約束するものではありません。

（連携相手先の事業会社等が記載して下さい。青字は提出時削除して下さい。）

年 月 日

事業会社の名称

住所

主体となって関与する事業部等の名称

責任者・担当者の役職

氏名

連絡先（電話番号、E-mail、担当者）

押印は不要です。

連名も可能

連携相手先の事業会社が記載して下さい。青字は提出時削除して下さい。
本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。
尚、NEDOから確認の連絡をする場合があります。

2025年3月版

審査項目

- **UPP事業**、**GX_UPP事業**のいずれにおいても、「事業性評価」、「技術評価」、「事業目的への適合性」に大別される各審査項目による総合評価により審査される。
- **GX事業**では、「事業性評価」において、「**将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること**」との審査項目が設けられていることに留意（**UPP事業**には設けていない）。

○事業性評価

- 主要市場のうち特定の顧客からの購入に至る確度（その顧客からの強いニーズの存在、満たすべき仕様の把握）が高いこと
- （特定の顧客への商用実績確立後の）次の市場展開の確度が高いこと
- 有望な顧客候補及び次の市場の獲得、その結果としての継続的な売上の拡大に向けての道筋や取組み事項・目標が明確であり必要性が高いものであること
- 競争優位性（製品・サービスレベルでの差別化ポイントの明確性、ビジネスモデル全体の模倣障壁の高さ）があること
- 成長戦略が適切であること
- 経営体制（CEO、CFO、CTO、COO、CMO等の存在及び能力）が適切であること
- 事業拡大へ向けて、組織体制（調達・製造・品質管理・営業/販売・アフターフォロー等）が適切に整備されていること、又は実行可能性が高いと見込まれる計画が策定されていること
- 戦略的なパートナーが存在し、連携内容が妥当であること
- 資金調達計画及び資金管理体制が適切であること
- 事業目的達成のための支援者が適切であること
- **将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。【GX_UPP事業のみ】**

○技術評価

- 過去の研究開発の蓄積（プロトタイプ開発、顧客フィードバック、サンプル出荷、量産・歩留まり向上技術等）が十分であり、実用に近い形で実証されていること
- 事業化を見据えた更なる開発の内容や目標が明確化されており、そのスケジュールが適切であること
- 開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること
- 技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること
- 国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され、我が国の研究開発力の強化に資すること

○事業目的への適合性

- 本事業の目的に合致していること。
- 経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

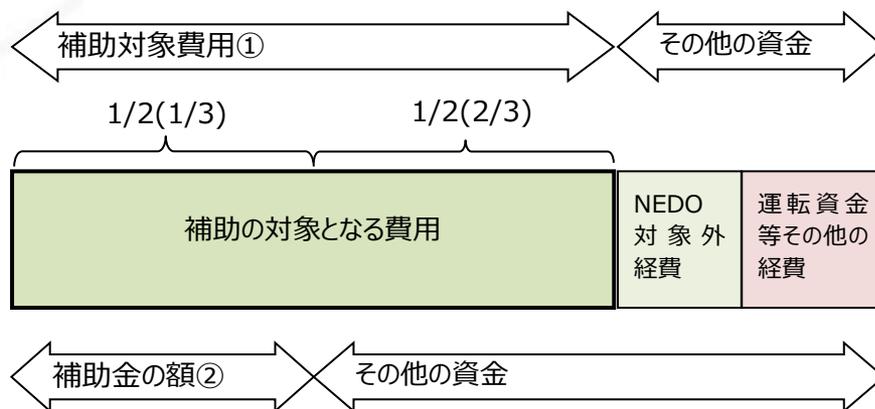
経費計上に関する留意事項等

本事業の資金計画の考え方

補助の対象となる費用は、補助事業を進めるために必要な、事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証等）に関する経費であって、補助事業に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する（汎用のもの、本事業以外にも使用するものは補助対象外です。）機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同事業費です。

また、補助金は実績払となるため、事業期間には必要経費を立て替える必要があります。補助金の前払いは行いません。

よって、本補助事業では計上が認められない汎用品の経費や消費税、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。



各費目の主な注意事項… I . 機械装置費

本事業の研究開発に必要となる、土木・建築工事費や、機械装置費等

- 補助事業に必要な機械装置(量産に必要な生産設備等も含む)、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。※事業期間中、本事業に専用で使用すること。
- 処分制限期間内に処分に該当する場合は、補助金の目的外使用としてNEDOの事前承認を受ける必要があります。建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得する場合は、特にご留意ください。
- 委託・共同事業先で計上する機械装置費等の処分制限財産については、補助事業者に帰属します。ただし、学術機関等は条件を満たす場合は別の定めとすることも可能です（公募要領を確認すること）。
- 日本国外に設置する建屋等や機械装置等は補助対象外とします。
- 土地の取得費用の計上はできません。また、UPP事業においては土木工事（土地造成に係る費用）は対象外です。

各費目の主な注意事項…Ⅱ. 労務費

事業開発員費・補助員費

- ・事業開発員は、別紙 1 の体制表に登録が必要です。事業実施場所が複数有る場合は、事業実施場所ごとに登録が必要となります。
- ・本事業においては、事業開発員費と補助員費は、「時間単価」又は「エフォート専従」で計上となります。
- ・労務費は、**本事業に直接従事した人件費**となります。社員等の給料の支援ではないのでご注意ください。
- ・健保等級に基づく労務費単価は「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」を御確認ください。

経理・検査業務に係る労務費

- ・補助先の身分を有し、本事業の経理検査業務を担う者として、別紙 1 体制表に登録した「**経理責任者**」及び**経理責任者が任命した「業務実施者**」に対する人件費となります。
- ・別紙 1 体制表に登録が必要です（登録方法は、別紙 1 の吹き出しの注意事項を確認）
- ・労務費の計上は「時間単価」又は「エフォート専従」となります。
- ・本事業の**事業開発業務を行う、研究員や補助員との兼務はできません。**
- ・**委託・共同事業先の経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
- ・経理・検査業務に係る研究実施場所間の移動等の旅費の計上も可（Ⅲ. その他経費の旅費で計上）

各費目の主な注意事項…IV. 委託・共同事業費

委託契約又は共同事業契約に基づき**事業会社**や**学術機関等**が行う技術開発や実証に係る費用

- ・委託・共同事業費の計上は、**補助事業の総額の50%未満**となります。
- ・**単価50万円以上の機械装置等**については、**補助事業先の帰属**となります。ただし、学術機関等については、条件を満たす場合においては別の定めとすることも可能（公募要領8.(1)補助対象費用を確認）
- ・学術機関等は、間接経費の計上が可能です（事業会社は不可）。
- ・**経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
- ・採択通知発出から原則30日以内に、委託・共同事業契約を締結いただきます。委託・共同事業契約の留意事項については公募要領（8.(1)補助対象費用）をご確認ください。

その他留意事項について（1）

＜特許出願に要する経費＞

本補助事業に必要となる特許出願等に要する経費の計上

- ・本事業と密接に関連し、補助事業に必要となる特許出願等の知的財産権の取得に要する経費であり、**補助期間内に出願が完了**していること。
- ・（様式第5）ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書 又は GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書 において当該知的財産権の届出を行うこと。
- ・提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
※Ⅲ. 事業化実施計画詳細 2. 技術開発 （3）コア技術の強みおよび参入障壁の確保
- ・事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
- ・**委託・共同事業先の「単独の」知的財産権に係る費用計上は補助対象外**とします。補助先との共願の場合において費用計上を行う場合は、別途定めた出願契約書等に記載の持分等に応じ対象経費を計上してください。

計上可能な費目

- ・先行技術調査（国内・国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用 等

その他留意事項について（2）

<ルールメイキング等に係る経費>

本事業の遂行に必要な各種規制や標準・規格の調査や形成等に要する経費の計上

- ・提案書の「事業開発項目」に実施内容等を具体的に記述すること
 - ※Ⅳ. 補助事業期間の事業開発（2）事業開発項目毎の目標と達成手段
- ・実績報告書に、活動内容および今後の事業開発の方向性を含めた成果を報告すること

計上可能な費目

- ・規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成に係る労務費や外注費
- ・UL規格等の取得費用
- ・補助事業に必要な特許取得費用 等

<補助事業期間中の収入>

補助事業期間中に、補助事業の成果に伴い得られた収入については、NEDOへの報告が必要となり、助成対象費用から減額することになります。ただし、一定の条件を満たし、かつ必要と認められる場合には、提供先からの評価結果を実績報告書へ記載のうえ提出すること等の手続きを以て、補助事業における自己負担相当分までについては、減額しない対応とする予定です。

なお、事業開始時点において収入が見込まれることが明らかである場合には、それを織り込んだ計画として提出してください。

※個別の案件及び事業内容によるものと思われるので、具体的な方法や判断については、事前相談等を活用し、NEDO担当者に個別にご相談ください。

取得財産の管理-処分制限財産の取扱いについて

本事業で取得した単価50万円以上の処分制限財産は、処分制限期間内にこれを処分する場合は事前にNEDOの承認が必要となるのでご注意ください。

補助先	財産の扱い（処分）	承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内 使用	交付決定の内容の事業開発に引き続き使用	不要	不要
	当該補助事業に関連する商業生産に使用		
目的外 使用	事業開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	納付必要 【注】
	当該補助事業に関連しない事業開発・商業生産等において使用		
使用中 中止	廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）		

※本事業で取得した設備等を、本事業の支援による事業開発の成果として得た技術の事業化・社会実装のための商用生産に供する場合は承認申請不要で、継続して利用いただくことが可能です。

なお、この場合でも、当該成果により相当の収益が発生した場合における収益納付は必要となる旨、御留意下さい。

- 事業期間の終了年度の翌年度以降 5 年間は、毎年、財務状況を含めた事業化状況報告書をNEDO に提出していただきます。事業化状況報告書の内容はNEDOによるディープテック・スタートアップに対する支援の充実や本事業の効果の把握等にも資することから、当該報告書の提出を補助金交付の条件としており（交付規程第 9 条第 1 項第 2 0 号）、採択された場合には必ず提出していただきます。
- 当該補助事業の事業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります（収益納付の詳細は交付規程参照）。
- 同一提案者が、本補助事業に対して、同時に複数の申請をすることは認めておりません。また、同一提案者がUPP事業もしくはGX UPP事業の複数の同時受給はできません。
- DTSU事業やGX事業との同時実施は可能ですが、「提案者」、「共同事業先等」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本事業の対象とせず、採択を行いません。
- その他、交付規程、公募要領等をよくご確認の上、ご提案お願いいたします。

NEDO事業の経理処理 5つの原則

① 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。

事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は直接経費には計上できません。また、期末の予算消化と見なされるような必要性の乏しい購入は慎んでください。

② 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。

発注、納品・検収、支払いは、原則、事業期間中に行ってください。

③ 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。

複数の研究費を混同して使用しないでください（共用設備を合算購入する場合を除く）。なお、同一のテーマについて、公的資金の重複受給はできません。

④ 経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。

物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心掛けてください。

⑤ 従事日誌は、正しく記載してください。

労務費積算の根拠となる従事日誌等は、本人が毎日正確に記入してください。主任研究者は、定期的に、その記載された内容に相違または虚偽がないか確認してください。

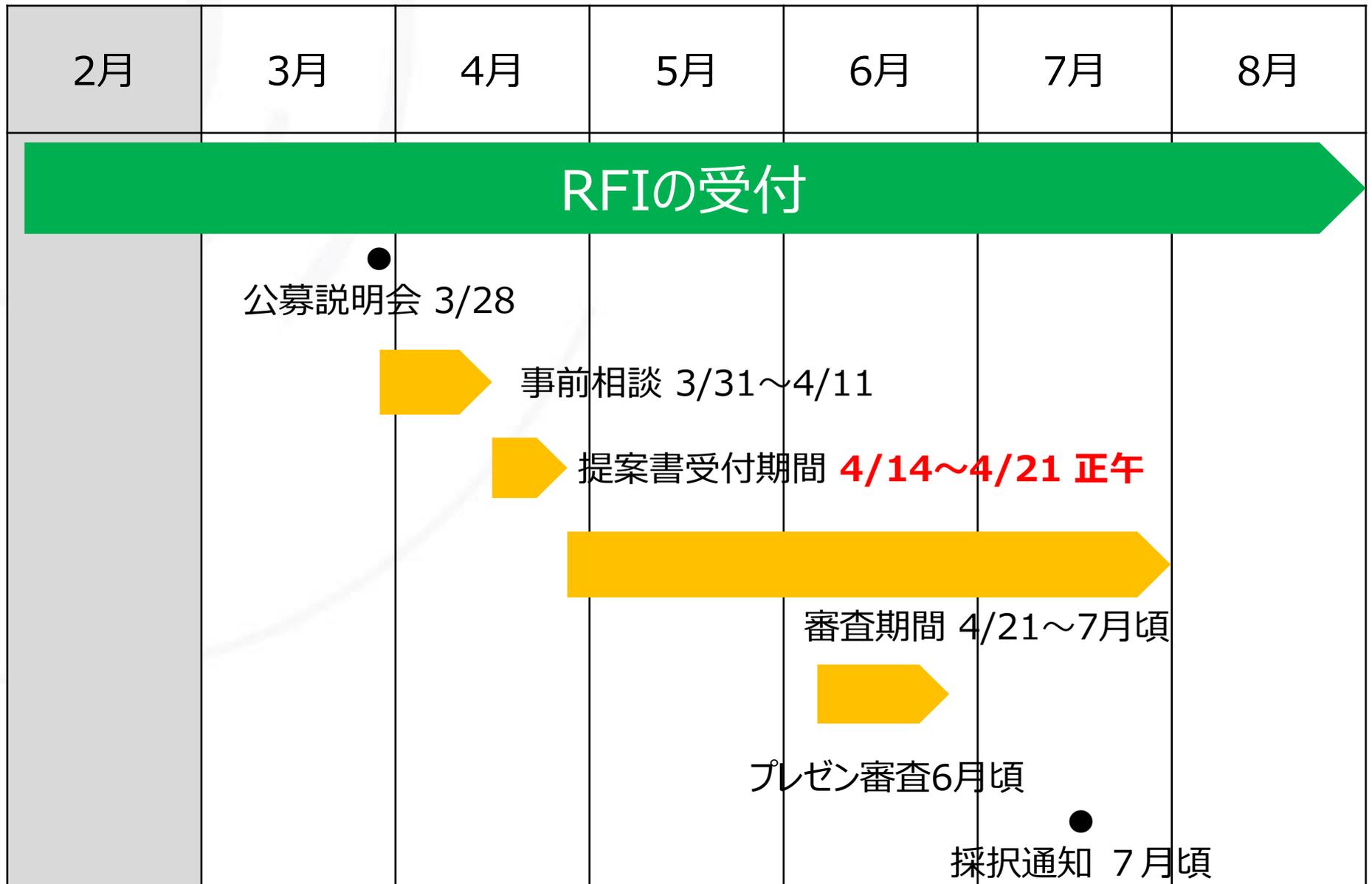
公募スケジュール・審査方法等

2025年度 公募・審査スケジュール



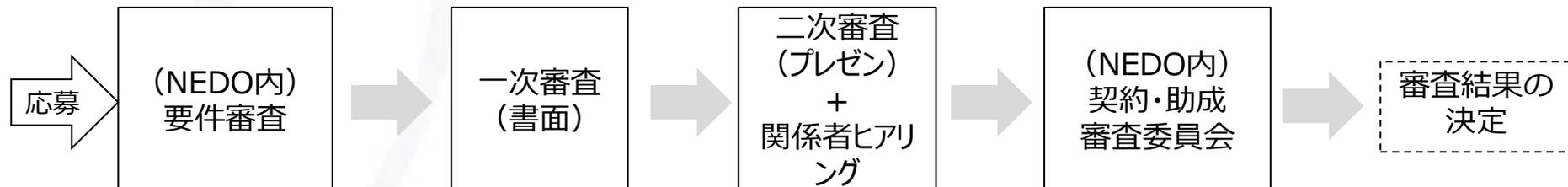
※公募説明会は各回実施前に都度実施予定。
 ※第2回以降の予定は変更になることがあります。

第1回 公募・審査スケジュール



審査方法

【審査フローイメージ】



- 応募時に提出のあった書面に基づく外部有識者等を活用した書面審査
- 必要に応じて、経営者面談や、追加資料や更新等の依頼
- 提案者によるプレゼンに基づく審査
- 「製品・サービス等に対する需要や調達意向を有する事業会社等」（追加資料7 製品・サービス等に対する需要や調達意向表明書の提出者）へのヒアリング
- さらに、出資を行う、あるいは支援者であるVC等や事業会社（追加資料6 事業化連携・協力表明書の提出者等）に対してもヒアリング等を行う場合もあり



NEDO スタートアップ支援部
UPP事務局

upp@nedo.go.jp

↑ご質問はこちらのメールアドレスにどうぞ